

第48回全国高等学校総合文化祭（清流の国ぎふ総文2024）

【演劇部門大会】

記録写真の撮影・販売に係る説明書

1 趣旨

第48回全国高等学校総合文化祭（清流の国ぎふ総文2024）【演劇部門大会】の運営に必要な標記役務を提供する業者を公募により選定する。

2 選定方法について

記録写真の販売を目的とした撮影を希望する業者から企画書の提出を受け、その内容を総合的に評価し、演劇部門委員長を代表とする審査委員会で業者を選定する。

なお、企画書は、仕様書を参考に作成すること。企画書の形式は自由とする。

3 応募資格

＜単独事業者の場合＞

- （1）過去に本業務と同種の業務を実施した経験を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- （4）経営が健全でなく、契約の履行が確実であると認められない者でないこと。

※（3）、（4）は、岐阜県入札参加資格審査申請に係る入札参加資格に基づく。

＜複数事業者による共同企業体の場合＞

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

- （1）すべての構成員が＜単独事業者の場合＞の（2）から（4）の条件を満たすこと。
- （2）構成員のいずれかが＜単独事業者の場合＞の（1）の条件を満たすこと。

また、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会（以下「実行委員会」という。）は代表者を対象として出店許可を行うため、その他の構成員については、代表者との委託契約により業務を行うこと。その場合において、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

4 物品販売の出店許可申請

審査により決定された業者は、「第48回全国高等学校総合文化祭（清流の国ぎふ総文2024）物販・PRコーナー等の出店許可取扱要領」に基づき、出店許可申請の手続き等を行うこと。

5 販売品への損失補償等の責任

実行委員会は、出店許可を承認したことに起因する損失補償等については、一切の責任を負わない。

また、商品の製造・販売は、全て業者の責任で行い、それらの行為によってその他の第三者に損害が生じたとしても実行委員会は一切責任を負わない。

6 留意事項

本事業は令和6年第1回岐阜県議会定例会の議決がない場合は実施しませんので、予めご了承ください。なお、これに伴い、応募者において損害が生じた場合にあっても、実行委員会においては、その損害について一切負担しません。

7 仕様書及び説明書を交付する場所及び期間

(1) 場 所

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局
(岐阜県環境生活部県民文化局文化祭事務局全国高等学校総合文化祭推進課内)
岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1

(2) 期 間

令和6年2月1日(木)から2月22日(木)17時まで
閉庁日(土、日、祝日)は除く。

(3) 質問の期間

仕様書及び説明書等について質問がある者は、令和6年2月1日(木)から2月8日(木)までの間において、演劇部門事務局に対して、書面により行うこと。

質問に対しては、原則として令和6年2月13日(火)までに書面(FAXを含む。)により回答し、その内容については、清流の国ぎふ総文2024公式ホームページへの掲載及び第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会事務局での文書提示の方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあつては、演劇部門事務局の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

8 企画書等の提出について

(1) 提出期限 令和6年2月22日(木) 必着

(2) 提出場所 第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会演劇部門事務局
担当 西野 勇仁
〒502-0071 岐阜市長良西後町1716-1
岐阜県立長良高等学校内
TEL 058-231-1186 FAX 058-231-1188

(3) 提出書類 ・企画書5部(任意様式)
・誓約書1部(別紙)

第48回全国高等学校総合文化祭（清流の国ぎふ総文2024）

【演劇部門大会】

記録写真の撮影・販売に係る業務仕様書

1 要旨

第48回全国高等学校総合文化祭（清流の国ぎふ総文2024）【演劇部門大会】舞台写真の記録・販売を目的とした撮影を行う業者について、公募により企画書を受け付け、審査を行い選定する。

2 業務内容

上記大会における記録写真等販売に係る、撮影から販売までの業務全般

3 撮影日時・内容・場所

- (1) 撮影日時 令和6年7月31日（水） 9：30～18：10（予定）
令和6年8月 1日（木） 9：40～17：10（予定）
令和6年8月 2日（金） 9：40～17：50（予定）
なお、会場設営日は、7月30日（水）を予定しています。
- (2) 撮影内容 開会式・上演・講評・閉会式の写真撮影
- (3) 撮影場所 不二羽島文化センター
〒501-6244 岐阜県羽島市竹鼻町丸の内6丁目7番地
TEL：058-393-2231

4 撮影に関する仕様・留意点

- (1) 上演作品1本につき50枚以上の撮影を行うこと。
- (2) シーンごとに適切な記録となるように撮影すること。
- (3) 全景及び大道具小道具が効果的に用いられている情景を撮影すること。
- (4) キャストごとの表情を捉えた撮影を行うこと。
- (5) 上演作品の舞台効果や観客の観劇を妨げないために、フラッシュを使用せず無音で撮影すること。また、上演中は座席を移動しながらの撮影を行わないこと。
- (6) 業務に必要な撮影機器等の搬入・搬出は、演劇部門事務局との協議の上、責任をもって行うこと。

5 記録写真の販売について

- (1) 選定業者は、上演校に対し、撮影した写真を販売することができる。
- (2) 具体的な販売方法については、選定業者と演劇部門事務局が協議の上、決定する。

6 記録写真等の提供

大会終了後、演劇部門事務局に、撮影した写真を無償で提供すること。提供の方法等については、別途協議するものとする。

7 業務実施条件

- (1) 本業務は、演劇部門の本大会における記録を主目的とし、業務の概要を示すものである。については、本仕様書に明記されていない事項も、目的達成に必要な細部事項については、相互に協議の上、円滑に業務を実施すること。
- (2) 本業務は、高校演劇に関する深い知識と理解が必要とされる。よって過去に高校演劇の大会の撮影の経験を有するものを条件とする。
- (3) 本仕様書に明記のない事項についての費用は演劇部門事務局と相談・協議の上決定する。

8 個人情報の保護

個人情報の保護については、岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例に準じて取り扱うこととし、受注者は、本業務を履行する上で個人情報を扱う場合は、岐阜県個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

9 費用について

本件に発生する費用（使用会場の物品販売手数料を含む）は、販売ブースの設置費用（机、イス等の設置費用）を除き、全て選定業者の負担とし、第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会（以下、実行委員会という。）は一切負担しないものとする。

自然災害、感染症の流行等により大会が中止又は延期となった場合に選定業者に発生した損失について、実行委員会は一切負担しない。

10 その他

- (1) 本契約に基づく成果物の所有権は、実行委員会への成果物の引渡し完了したときに、実行委員会へ移転するものとする。本契約に基づく成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は成果物の引渡しをもって実行委員会に譲渡されるものとする。また、著作権については、成果物に係る著作権者の著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- (2) 本業務を安全・確実に実施するように努めるものとし、業務実施にあたっては、参加者等の安全確保を十分に図ること。
- (3) その他本仕様書に記載のない事項で必要な事項については、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

11 企画書の内容について

- (1) 必要物品一覧及び見積書
- (2) 記録写真の撮影内容について
- (3) 記録写真の画質・サイズ、装丁、デザイン仕様など
- (4) 記録写真の販売予定価格
- (5) 業務実施体制、スケジュール、過去実施実績
- (6) その他

12 参考

第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島大会演劇部門
上演団体数 12団体 出演生徒数 255人

※ 岐阜大会も上記の団体数、出演生徒数の見込み。

別紙

令和6年 月 日

第48回全国高等学校総合文化祭岐阜県実行委員会
演劇部門委員会委員長 様

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

誓 約 書

説明書に記載の「応募資格」について、各号の資格を有していることを誓約します。